

北海道告示第 11446 号
北海道が令和6年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

令和6年10月 3日

北海道知事 鈴木直道

(総合政策部所管分)

補助金等を交付する事務 又は事業の名称及び その目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添 付すべき関係書 類	実績報告書に添 付すべき関係書 類	交付申請書の提 出部数、提出期 限及び提出先	補助金等の交 付に関する権 限の委任	摘 要
地域間幹線系統確保維持事業 地域の生活交通として必要 な地方バス路線の維持・確保 を図るため、その運行に要す る経費等について、予算の範 囲内で補助する。					—	提出部数 1部 提出期限 令和6年 10月31日 提出先 総合政策 部交通政 策局交通 企画課	—	
1 地域間幹線系統確保維 持費補助事業	乗合バス事業者 であって、次の要 件の下で地域間幹 線系統を運行する 者 (1) 総合振興局等 協議会において 地域住民にとっ て必要と認めら れた運行サービ スの提供ができ ること。 (2) 地域間幹線系 統の運行におい て、十分な安全 性等の確保がで きること。	北海道地域間幹線系統確保維 持計画に記載された路線の運行 に要する経費のうち、北海道地 域間幹線系統確保維持事業費補 助金交付要綱（平成23年7月22 日付け地交第66号。以下「地域 間幹線系統補助要綱」とい う。）第4条に規定する額	2分の1	別に指示する様 式	別に指示する様 式（地域間幹線 系統補助要綱第 10条の2に基 づき交付申請書を 提出した者に限 る。）			1 地域間 幹線系統 補助要綱 第2条の 規定に基 づき、令 和6年度 補助対象 とする系 統につい ては、令 和6年度 北海道地 域間幹線 系統確保 維持計画 に掲載さ れた系統 であるこ と。

2 地域間幹線系統車両減価償却費等補助事業	乗合バス事業者であって、次の要件の下で地域間幹線系統を運行する者 (1) 総合振興局等協議会において地域住民にとって必要と認められた運行サービスの提供ができること。 (2) 地域間幹線系統の運行において、十分な安全性等の確保ができること。	北海道地域間幹線系統確保維持計画に記載された地域間幹線系統を運行するために必要な車両の取得に要する費用であって、地域間幹線系統補助要綱第12条に規定する額	2分の1	別に指示する様式	別に指示する様式			1 地域間幹線系統補助要綱第12条の規定に基づき、令和6年度補助対象とする車両については、令和6年度北海道地域間幹線系統確保維持計画に掲載された車両であること。
3 エリア一括協定運行事業	地域公共交通の活性化及び再生に案する法律第6条第1項に規定する協議会	北海道地域間幹線系統確保維持計画に記載された費用であって、エリア一括協定運行事業の運行系統について、その欠損額の合計を基礎として、地方公共団体と運送実施者との間で取り決められた額	定額	別に指示する様式	—			1 地域間幹線系統補助要綱第21条の規定に基づき、北海道地域間幹線系統確保維持計画に掲載された事業であること。